

# Weekly Report

第700号  
令和5年6月5日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 災害により資産に損害を受けた場合

今月2日からの大雨により各地で被害が出ています（5日時点で茨城・埼玉・静岡・和歌山の5市1町に災害救助法を適用）。

### ◆住宅や家財などが損害を受けた場合（所得税）

災害により住宅や家財などが損害を受けた場合は、「雑損控除（所得控除）」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらかを適用できます。

◎**雑損控除**……生活に通常必要な資産が損害を受けた場合に、一定金額（「損失額—所得金額の10%」又は「災害関連支出の金額—5万円」いずれか多い方）を所得金額から控除できます。

◎**災害減免法**……住宅や家財の損害額が時価の1/2以上であり、災害にあった年分の所得金額が1千万円以下の方が適用でき、所得金額に応じて所得税が軽減又は免除されます（500万円以下は全額免除、750万円以下は1/2軽減、1千万円以下は1/4軽減）。

### ◆法人の資産が損害を受けた場合（法人税）

◎**滅失・損壊した資産等**……棚卸資産や固定資産などが滅失・損壊した場合の損失、損壊した試算の取壊しや土砂等を除去する費用は損金に算入できます。

◎**資産の評価損**……棚卸資産や固定資産などに著しい損傷が生じて時価が帳簿価額を下回る場合は、その差額を評価損として損金に算入できます。

◎**復旧のための費用**……損傷を受けた固定資産の原状回復や補強工事などの費用は修繕費となります。

◎**災害損失欠損金の繰戻しによる還付**……災害のあった事業年度で生じた災害損失欠損金額は、その事業年度開始日の前2年以内（白色申告の場合は前1年）に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求することができます。

## 令和4年分の確定申告状況（所得税・贈与税）

国税庁によると、令和4年分の所得税の確定申告書は2295万1千人が提出し、そのうち申告納税額があった方は653万4千人、還付申告を行った方は1332万7千人でした。

また、申告書を自宅等からe-Taxで提出した方（税理士による代理送信を含む）は1075万7千人で、そのうち納税者本人によるスマホ申告は前年比63%増の249万人と大幅に増加しています。

贈与税の申告については、暦年課税を適用した申告が45万4千人、相続時精算課税を適用した申告が4万3千人となっています。なお、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は5万人が申告し、3392億円が非課税の適用を受けました。

### ★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※6月支給の給与から、新年度の個人住民税特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※労働保険の「年度更新手続き」は6月1日から7月10日です。また、健康保険・厚生年金の「算定基礎届」の提出期限も7月10日なので早めに準備します。

※6月は全国安全週間（7月1日～7日）の準備月間です。今年のスローガンは「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」です。